住生活基本計画(全国計画)の変更(案)

※ 変更箇所にアンダーラインを施してあります。

はじめに	$\cdots 4$
第1 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な力 1 住宅の位置づけと住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の 2 豊かな住生活を実現するための条件 3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視	意義
第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のためな基本的な施策 1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継 ① 住宅の品質又は性能の維持及び向上 ② 住宅の合理的で適正な管理等 2 良好な居住環境の形成 3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	かに必要 … 7
第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進 1 基本的な考え方 2 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の設定	12
第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的に 1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力 2 政策評価の実施及び計画の見直し 3 統計調査の充実等	な推進 … 1 3
第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進	··· 1 5
別紙1 住宅性能水準 別紙2 居住環境水準 別紙3 誘導居住面積水準 別紙4 最低居住面積水準 別紙5 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方	
別紙 6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進 対策	<u> </u>

住生活基本計画 (全国計画)

住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を、平成18年度から平成27年度までを計画期間として、次のとおり定める。

はじめに「略]

第1 [略]

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要 な基本的な施策

以上の基本的な方針に基づき、次のとおり、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標を設定し、その達成のために必要と認められる基本的な施策をここに掲げ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

以下では4つの分野ごとに施策を掲げたが、これらの分野を横断する施策として、 国民一人一人が、住宅の品質又は性能やその維持管理、リフォーム等に関する必要な 知識を有し、市場において適切な選択を行うとともに、地域における良好な居住環境 の形成に関して積極的な役割を果たしていくこと等が可能となるよう、住生活の向上 についての国民意識の高揚や人権の尊重等に関する教育活動、広報活動等を推進する。

目標		基本的な施策
	指標	
1 良質な住宅ストックの形成及び将来	[基礎的な安全性の確保]	○ 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内
世代への承継	・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有す	汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、
	る住宅ストックの比率 【75%(平15)→90%(平27)】	建築規制を的確に運用する。
① 住宅の品質又は性能の維持及び向上		○ 大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を
	[ユニバーサルデザイン化の推進]	実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住
住宅の安全性、耐久性、快適性、エ	・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・	宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。
ネルギーの使用の効率性その他の住宅の	ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	○ 住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久
品質又は性能に関し、別紙1の住宅性能	【10%(平15)→25%(平27)】	性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフス
水準に基づき、その維持及び向上を図り、		テージの変化等に応じたリフォームにも柔軟に対応できる長
現在及び将来の国民の住生活の基盤とな	[環境問題への対応]	<u>期優良</u> 住宅の普及を図る。
る良質な住宅ストックの形成を目指す。	・一定の省エネルギー対策(注1)を講じた住宅スト	○ 高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住
	ックの比率 【18%(平15)→40%(平27)】	生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進す
	・新築住宅の省エネルギー対策に関する指標(注2)	る。
	新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基	○ 地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、省
	準)達成率 【32%(平16)→50%(平20)】	エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図る
		ともに、住宅における自然エネルギーの利用の促進、森林吸
	(注1) 一定の省エネルギー対策:全部又は一部の窓に二重	収源対策としての住宅への地域材利用の促進、再生建材の利
	サッシ又は複層ガラスを使用すること	用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及
	(注2)この指標は、京都議定書目標達成計画(平成17年4月	び適正処理を図る。
	28日閣議決定)において設定された指標と同じもの	○ 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供
	であり、京都議定書目標達成計画に変更があった場	給を促進する。
	合には、この指標も同様に変更されたものとみなす。	
② [略]	[略]	[略]
(注) 指標は 日標の主か事項について その達成状況を定量的に測定するために設定しているものである(以下同じ)		

(注)指標は、目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するために設定しているものである(以下同じ)。

目標		基本的な施策
	指標	
2~4 [略]	[略]	[略]

第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進

「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日経済対策閣僚会議)等を踏まえ、住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、長期優良住宅の取得や環境、高齢化問題等のための省エネ・バリアフリー等の住宅リフォームに係る投資型の減税の導入等により、住宅投資の活性化を図ることとされている。また、暮らしの安心を確保するための住宅セーフティネットの充実を図ることも求められている。

このような経済状況に応じた対応を機敏に講じていくことは極めて重要であるが、 その際には、住宅ストックの質を高める観点に十分配慮することが必要であり、特に、 別紙6に基づく対策を緊急的かつ重点的に実施し、本計画の一層の推進を図ることと する。

別紙1~5 「略]

<u>別紙6</u> 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る 対策

1 長期優良住宅の普及促進

住宅の利活用期間の延伸に資するとともに、廃棄物等による環境への負荷の低減 及び国民の住宅への負担の軽減を図るため、長期優良住宅の普及の促進に関する法 律(平成20年法律第87号)に基づく認定長期優良住宅の普及を促進する。

2 リフォームの促進

住宅を長く大切に使う社会の実現を図るため、以下のリフォームを促進し、リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合の引上げを図る。

(1) エネルギーの使用の効率性の向上への対応

地球温暖化問題等に対応して、住宅の省エネルギー性能の向上を図るため、一 定の省エネルギー対策等を講じた住宅ストックの比率の引上げを図る。

その際には、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第2項の指針に掲げる基準を満たすようにするとともに、これと併せて天井、外壁及び床についても同指針に掲げる基準を満たす改修を促進する。

また、住宅における自然エネルギーの利用を推進するため、住宅における省エネ改修工事と一体として行われる太陽光発電設備の設置を促進する。

(2) 高齢者等への配慮

高齢者等が安全・安心で快適な住生活の実現を営むことができるよう、急速な 高齢化への対応を図るため、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率の引げを 図る。

その際には、各住戸において必要とされるバリアフリー化の内容が、そこに居住する高齢者等の状況によって異なるものであることを踏まえ、一定の工事内容のうち居住する高齢者等の状況に応じて必要な工事を総合的に実施し、十分な効果を発揮できるものとする。

(3) 基礎的な安全性の確保

大規模な地震に備え、国民の安全・安心を実現するため、新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率の引上げを図る。

- <u>注1</u> 上記 2 (1) における一定の省エネルギー対策とは、全部又は一部の窓に二重 サッシ又は複層ガラスを使用することとする。
 - 2 上記 2 (2) における一定の工事内容とは、①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦出入り口の戸の改良、⑧床表面の滑り止め化、とする。
 - 3 上記1及び2において、税制上の支援措置を講じる際には、標準的な単価の 設定によって必要な手続きの簡素・合理化を行うなど、国民にとって分かりや すく使い勝手の良いものとする。